

花緑団体中間支援等活動支援事業 (オープンガーデン普及支援部門) 実施要領

1 支援の目的

花と緑あふれるまちなみ景観を創出し、来訪者の増加や地域間の交流を生み出すオープンガーデン活動を行う住民団体等に対し、チラシやマップ作成・配布等の PR 活動を支援することにより、オープンガーデン活動の活発化、地域のにぎわいづくりを図る。

2 支援の対象

次の要件を全て満たすオープンガーデン活動団体

【団体の要件】

- ① 兵庫県下において活動を行う団体
- ② 構成員等が明確であり、団体としての実態を有していること
- ③ 過去からオープンガーデン活動を継続しており、1の目的にかなうオープンガーデン活動を行うことが可能な団体
- ④ 次のいずれにも該当しない団体
 - ・ 財産の形成又は営利を目的とするもの
 - ・ 宗教活動又は政治活動を目的とするもの
 - ・ 反社会的活動又は公序良俗に反するもの

【対象となる活動】

- ① オープンガーデン開催に伴うチラシやマップ等の作成・配布などの PR 活動

対象となる活動例	対象とならない活動例
・ PR チラシやマップ等の作成活動 ・ PR ポスターの作成活動 ・ PR 用のぼり旗の作成活動 など	・ チャリティー目的のための広報物の作成活動 ・ 有償配布物の作成活動 など

- ② 令和3年4月1日～令和4年3月15日の期間に実施される、オープンガーデンの広報等に係る活動
但し、補助金交付決定日時点で終了している活動は対象外
- ③ 対象となる活動に対して、国または兵庫県及び兵庫県関係団体、市町が実施する他の補助と重複して補助を受けていない活動

3 支援の内容

支援の対象となる活動に対し次の費用の一部を補助
年6団体程度。1団体あたり上限5万円。最長5年間

【補助対象経費】

- ① PR チラシやマップ等の作成に要する費用
- ② PR ポスターの作成費用
- ③ PR 用のぼり旗の作成費用
- ④ PR チラシ・マップ等の郵送費
- ⑤ その他必要と認められるもの

ただし、対象となる経費のうち、国または兵庫県及び兵庫県関係団体、市町等から支援を受けている費用は対象としない。

【対象とならない経費】

- ① 飲食費、個人に属する物品等の購入・維持費
- ② 団体単独の活動にかかる経費
- ③ 団体内部の維持運営にかかる継続的経費（事務室賃貸料や団体事務員人件費等） など

4 活動の報告

支援を受ける団体は各年度内に、指定された期日・方法により年間活動の実績報告を行わなければならない。

また、活動状況は県ホームページなどの広報媒体で公表される場合がある。

5 選定方法等

- ・事務局において、申請書により支援の対象要件を確認
- ・要件を満たしているものであっても申請数が6件以上の場合は、先着順で6団体程度を選定

6 募集方法と募集期間

パンフレット、ホームページ、県民局・市町を通じた関係団体へのPR等により募集
(募集期間) 令和3年4月1日～同年12月28日

但し、申請数が少なかった場合は募集期間を延長することもある。

7 実施スケジュール

- 令和3年3月 : パンフレット等作成・関係機関へ周知依頼
- 令和3年4月～12月 : 募集
事務局による書類確認
審査結果通知・事業実施
- 令和4年3月 : 実績報告・精算払

8 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。